

会議録

会議の名称	平成21年度第2回西東京市消防委員会
開催日時	平成21年8月5日（水曜日）15時30分から17時10分まで
開催場所	田無庁舎 3階 庁議室
出席者	中野委員、櫻井委員、村田委員、蓮見委員、柏木委員、高橋委員、原田委員、長谷川委員 事務局：河村危機管理室長、東原危機管理特命主幹、長谷川主査
議題	1 委員長及び職務代理者について 2 平成21年度西東京市総合防災訓練について 3 諮問事項について
会議資料の名称	資料1 平成21年度西東京市総合防災訓練 資料2 西東京市消防団員確保に向けた方策及び消防団の活用について（諮問） 資料3 消防団の資格条件及び公務員の併任報酬支給について 資料4 前回会議録
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>市長より委嘱状の交付</p> <p>中野 恭一郎 委員 桜井 利夫 委員 原田 富次 委員 高橋 幸治 委員 長谷川 昇 委員 蓮見 一夫 委員</p> <p>市長： 挨拶（後、公務多忙により中座）</p> <p>事務局： 議題1 委員長及び職務代理者について 委員長の選出については、西東京市消防委員会条例第6条の規定により、委員の互選により定めることとなっております。自薦の方いらっしゃいますか。 いないようなのでどなたか推薦する方は、いらっしゃいますか。</p> <p>櫻井委員： 前期に委員長をしていただいた中野委員を推薦します。</p>	

各委員：
異議なし

事務局：
中野委員に委員長の推薦があり、各委員の信任がありました。中野委員いかがでしょうか。

中野委員：
皆様の推薦がありましたので、お引き受けいたします。

事務局：
委員長には、中野委員が決定となりました。
次に、委員長より職務代理者の指定をお願いいたします。

中野委員長：
職務代理者につきましては、蓮見委員にお願いしたい。

各委員：
異議なし

事務局：
蓮見委員に委員長から指名がありましたが、蓮見委員いかがでしょうか。

蓮見委員：
よろしくをお願いいたします。

中野委員長：
挨拶

蓮見職務代理：
挨拶

中野委員長：
議事に入る前に改選に伴い初めての会議となりますので、各委員の自己紹介をお願いしたい。

各委員と事務局の自己紹介

中野委員長：
議題2 平成21年度西東京市総合防災訓練について
事務局に説明を求める。

事務局：
平成21年度西東京市総合防災訓練について、資料1に基づいて説明する。

中野委員長：
事務局より説明がありました。質問はありますか。

原田委員：
服装はいかがですか。

中野委員長：
私服で結構です。
車で来る方はできる限り乗り合わせでお願いしたい。

事務局：
駐車場については、かんぼ生命（旧保谷郵便局）を用意してありますのでこちらを利用してください。また万一に駐車できない場合は、JAの協力を得ていますので職員の駐車場を利用していただく場合もあります。

原田委員：
集合時間は、何時でしょうか。

中野委員長：
会場での訓練は、概ね10時頃からですので、このころにお集まりください。

中野委員長：
議題3 諮問事項について
事務局に説明を求める。

事務局：
今回、改選に伴って前回の会議での諮問事項及び前回会議で配布した資料並びに会議録を基に、前回までの説明をする。

中野委員長：
資料3の市内在勤者の任用及び市職員報酬について、何か意見はありませんか。

村田委員：
資料で15市が市内在勤を認めていないが、その理由は如何に。

事務局：
各市の条例等を基に作成し、市内居住に限定されている市です。

中野委員長：
消防団員の定数が充足される為の方策ですので、皆さんに意見を賜りたい。

蓮見職務代理：
この問題が起きた経緯は、市内在住で親元での仕事であった者が、結婚等を契機に市外へ転出してしまい、引っ越し先が近隣であるが、市外なので止む無く退団になってしまった。

前回会議でも在勤であれば認めても良い方向で考えられないか、との話であったと思い

ます。

中野委員長：

蓮見委員は、もう少し柔軟に考えても良いのではないかと意見であります。

原田委員：

市の職員が対象ですか。

事務局：

消防団員全員が対象です。

村田委員：

消防団員を確保するという理由付がないかとのことです。

市内在勤で消防団に入っただけであればよい。現状は条例上入っただけなので、市外在住ではだめであるので、団員確保は難しくなるため、在勤を認めてほしいと前回は話をさせていただいた。

蓮見職務代理：

在勤者を認めた場合、在勤者でどのような方が入団をするかが不安である。

中野委員長：

条例に、条件付を盛り込めば良いのではないか。

高橋委員：

消防団員は、縁故の会的な要素があるが、団員の勧誘によって入団しているのが実情であると思う。

柏木委員：

23区の場合は、在住者の人口が少ないので、在勤者も認めている。

区界などが入り組んでおり、街並みも連続しているので住んでいる区内の団ではなく近隣の区の団に入り活動をしている方はいる。

在住ではなくても、市の近隣に居住していれば差支えないと思う。

長谷川委員：

かつては、市内に大企業などが多くあったが、現在は少なくなってしまったが、在勤者を認めれば、分団地域の企業にも勧誘が可能になる。

原田委員：

企業への協力依頼が必要になる。

中野委員長：

在勤者を認めれば、勧誘の幅が広がる。

この問題については、検討して良い方法を考えていく事で、よろしいでしょうか。

各委員：

異議なし

中野委員長：

募集に対して、良い案がありますか。

原田委員：

詰所の募集のポスターが貼ってあるが。

事務局：

東京都消防協会からきている物を掲示しています。

村田委員：

1年中、欠員がある場合は募集している。

中野委員長：

市職員に対する消防団員の報酬支給についてですが、意見がありませんか。
現在は、無報酬とのことです。

村田委員：

条例で支給するとの事は、法に触れないのか。

事務局：

触れません。

長谷川委員：

支給しないが4市であるが、規定なしの22市は支給しているのか。

事務局：

規定がないので、団員であれば職員にも支給される可能性がある。

中野委員長：

職員への消防団加入について、国や都も奨励しているが、報酬に関して規定しているか
疑問である。

原田委員：

法的に問題がないか。

事務局：

合併前には、旧田無市では支給していた。

中野委員長：

支給の問題については、国や都への照会をお願いする。

村田委員：

地方公務員法にも何らかの規定があるか、調べてください。

原田委員：

報酬が支給されない職員には、費用弁償についても支給されているのか。

事務局：

支給されている。

柏木委員：

費用弁償についても、調査してください。

中野委員長：

事務局は、調査事項を調べて次回に報告してください。

次に、OB団員の活用について、前回議論しましたが、大災害時のみに限定し、登録制とし、登録された者は、出身分団に属し、分団長の指揮の基に協力してもらおう。

OB団員には、ボランティア保険等に加入し、ヘルメット等を支給するような方向で検討する。

蓮見職務代理：

そのような事で良いと思います。

中野委員長：

他に意見がありますか。

本日の消防委員会は、ここまでとし消防団の任用について、次回にさらなる討議をお願いして本日の第2回消防委員会は終了する。